

事務所衛生基準規則について

オフィスの環境管理～事務所衛生基準規則～

○オフィス環境の規定

オフィス環境については、2つの法律により定められている。

①労働安全衛生法：事務所衛生基準規則

(労働安全衛生法に基づき定められた事務所の衛生基準を定めた厚生労働省令)

⇒建築基準法第2条第1号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業に従事する労働者が主として使用するものについて適用

建築基準法第2条第1号 建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。



オフィスの環境管理～ビル衛生管理法～

②建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル衛生管理法)

⇒特定建築物に適用

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令 特定建築物

第1条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3000㎡以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第3号において「第1条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が8000㎡以上のものとする。

- 1 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 2 店舗又は事務所
- 3 第1条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- 4 旅館



事務所衛生基準規則の適用

○事務所衛生基準規則とビル衛生管理法の適用区分

	特定建築物以外の建築物	特定建築物
事務所のない建物	規制なし	ビル衛生管理法のみが適用される
事務所のある建物	事務所衛生基準規則のみが適用される	事務所衛生基準規則及びビル衛生管理法が共に適用される

事務所衛生基準規則は

通常、有害物、危険物を取り扱うことのない作業場に適用します。
重篤度の高い労働災害や職業性疾病が発生する可能性は低い
ですが、事務所の衛生確保を目的として、

環境管理

清潔

休養

救急用具

等考慮すべきことを定めています。



事務所衛生基準規則 章と内容

章		内容
第1章	総則	規則の適用について
第2章	事務室の環境管理	気積・換気・温度基準、空気調和設備等による調整、換気設備の設置、燃焼器具、作業環境測定等の実施及び測定方法、設備の点検、照度、騒音及び振動の防止、騒音伝ぱの禁止について
第3章	清潔	給水、排水、清掃等の実施、労働者の清潔保持義務、便所、洗面設備等について
第4章	休養	休憩の設備、睡眠又は仮眠の準備、休養室等、立業のためのいすについて
第5章	救急用具	救急用具の常備について

第2章 事務室の環境管理 基準 抜粋

気積

- 10m³/人以上
(設備の占める空間、床から4mを超える空間を除く)

換気

- 最大開放部分の面積が常時床面積の1/20以上(換気が十分にできる設備を設けたときはこの限りでない。)
- 一酸化炭素: 50ppm以下、二酸化炭素: 5000ppm以下

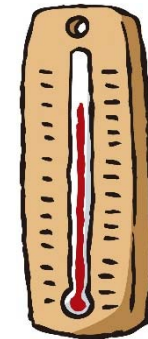


温度

- 10℃以下の時: 暖房等の措置を行うこと
- 冷房実施の時: 外気温より著しく低くしてはならない

空気調和設備等による調整

- 浮遊粉じん量0.15mg/m³以下、一酸化炭素10ppm以下、二酸化炭素1000ppm以下、ホルムアルデヒド0.1mg/m³以下
- 気流0.5m/s以下、室温17℃以上28℃以下、相対湿度40%以上70%以下



照度

- 精密な作業: 300ルクス以上
- 普通の作業: 150ルクス以上
- 粗な作業: 70ルクス以上



第2章ではこの他にこれらの測定方法や使用する器具などの点検間隔、測定結果の保存についても定められています。

第3章 清潔 / 第4章 休養 / 第5章 救急用具 基準 抜粋

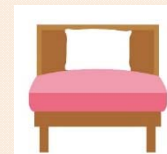
清潔

- 水質:水道法第4条に規定する水質基準適合(通常遊離残留塩素の場合0.1ppm以上、結合残留塩素の場合0.4ppm以上)
- 大掃除及びねずみ、昆虫等調査・防除:6月以内ごとに1回
- 男性用便所、女性用便所をわけ
- 男性用大便所:60人以内ごとに1個以上
- 男性用小便所:30人以内ごとに1個以上
- 女性用便所:20人以内ごとに1個以上
- 洗面設備の設置
- 更衣設備の設置(汚染の恐れがある場合)



休養

- 休憩の設備の設置
- 夜間労働:睡眠、仮眠の設備(男女区別)
- 常時50人以上または常時女性30人以上の労働者を使用:休養室または休養所を設置(男女区別)
- 持続的立位業務:いすの設置



救急用具

- 負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を周知
- 救急用具、材料を常時清潔に保つ



測定・測定記録

○測定の義務は誰にあるのか？

⇒事務所衛生基準規則に定められている測定義務は基本的に事業者にあります。



ただ・・・

ビルのフロアを借りている企業などで、ビルの管理会社が必要な項目の測定を行っている場合は、その測定結果を教えてもらい、管理しても問題ありません。

○測定の記録(第7章 第7条 2)

事業者は、前項の規定による測定を行なったときは、そのつど、次の事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。

- 1 測定日時
- 2 測定方法
- 3 測定箇所
- 4 測定条件
- 5 測定結果
- 6 測定を実施した者の氏名
- 7 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

快適職場

快適な職場環境の形成

⇒労働安全衛生法第71条2の

規定により

事業者の努力義務

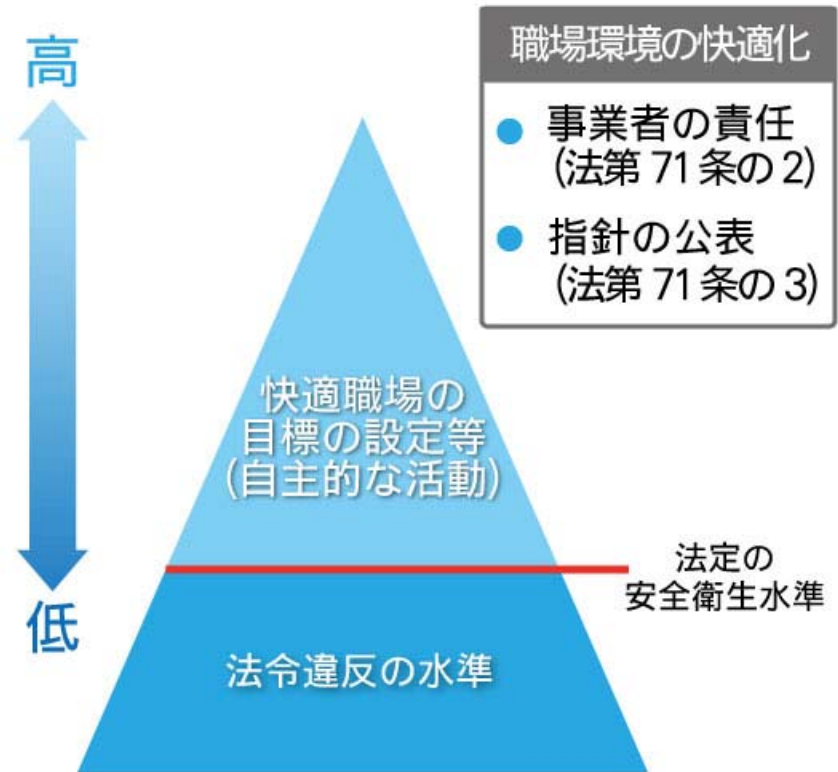
つまり…

法令水準を守ることはもちろんですが、
法令の基準を超えた高い安全衛生水準を
自主的な目標として定め、その実現に
向かい努力することが必要です。

快適職場に期待できること

- 労働災害の防止
- 健康障害の防止
- 職場の活性化

法定安全衛生基準と職場の快適化との関係



快適職場のポイント

1.作業環境の管理

空気環境(汚れ/臭気/粉じん/たばこ)

温熱条件(温度/湿度/温度差/気流)

視環境(明るさ/採光/照明/色彩)

音環境(騒音/不快音)

作業空間(部屋の広さ/通路/レイアウト)

2.作業方法の改善

不良姿勢作業

重筋作業

高温作業

緊張作業

機械操縦 等

3.労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備

休憩室

シャワー

相談室

植物 等

4.その他の施設・設備

洗面所

更衣室

食堂

給湯設備

談話室 等

快適職場の形成にあたって考慮すること

1. 継続的かつ計画的な取り組み

- 快適職場推進担当者の選任等、体制の整備
- 快適な職場環境の形成を図るための機械設備等の性能や機能の確保についてのマニュアル整備
- 作業内容の変更、年齢構成の変化、技術の進展等に対応した見直しを実施

2. 労働者の意見の反映

- 作業者の意見を反映する場を確保

3. 個人差への配慮

- 温度、照明等、職場の環境条件について年齢等、個人差へ配慮する。

4. 潤いへの配慮

- 職場に潤いを持たせ、リラックスさせることへの配慮をする。

